



日本農業の将来に向けた 地域経済と日本経済を牽引する農業経営者からの提言

～生産を抑制する政策から生産の拡大に向けた夢のある政策へ～

令和6年3月14日

公益社団法人 日本農業法人協会

《目次》

日本農業の将来に向けた地域経済と日本経済を牽引する農業経営者からの提言（概要）	1
はじめに	2
I. 提言に向けた考え方及び重点事項	3
＜重点事項＞	3
（1） 農業政策	3
（2） 規制改革	3
（3） 経営安定対策	4
（4） 家畜伝染病対策	4
II. 農業法人等の担い手と農地の問題の解決	5
1. 農地の集積・集約化	5
（1） 担い手への農地の集積・集約化に向けた「地域計画」の確実な取組み	5
（2） 集約に併せた農地の大区画化・基盤整備、各種規制の緩和	6
2. 人材・労働力の確保	6
（1） 農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）・労働力の確保	6
（2） 外国人や農福連携など多様な者の受入体制整備	6
3. 人材育成	7
（1） 事業の多角化など持続的な農業経営の発展に必要な経営能力の向上	7
（2） 地域農業の維持・発展に貢献できる後継者及び新規就農者の育成強化	7
（3） スマート農業に対応できる従事者の育成	7
（4） 農業界と経済界の交流による相互発展	7
III. 国際競争力強化に向けた安定的・効率的な生産	7
1. 規制・行政手続きの緩和	7
（1） 農業関係分野の規制緩和の推進と公平な運用	7
（2） 行政手続きのオンライン化及び大幅な簡素化	9
2. 生産資材の高騰・安定確保	9
（1） 国による生産資材の確保・備蓄	9
（2） 耕畜連携等の一層の推進	10
（3） 国内での飼料作物の生産振興	10
（4） 生産資材価格引下げに向けた構造改革の推進	10
3. スマート農業の早期実現	11
（1） 各営農類型や地域の実情に適合した技術開発	11
（2） 最新機器が利用できるデジタル・インフラ等の環境整備	11
4. 作目別政策の課題	11
（1） 米政策の課題	11
（2） 畜産政策の課題	12

(3) 野菜・果樹政策の課題	13
IV. 農業所得向上に向けた環境整備	14
1. 国内需要への対応強化	14
(1) 食生活の変化へ機動的に 대응するための農業と食品産業との連携強化	14
(2) 需要に 대응するための生産及び加工・流通体制の確立	14
(3) 流通構造の改革	14
2. 海外需要（輸出）等への対応強化	15
(1) 国全体としてのプロモーション	15
(2) 生産・加工・流通のフードチェーン全体への支援	15
(3) 輸出国の規制に対応できる環境整備	15
(4) リスク軽減等農業者が取り組みやすい環境整備	15
3. 農産物の販売における生産コストの価格転嫁	16
(1) 生産コストが販売価格へ適正に反映され、持続的な経営ができる仕組みの構築 ..	16
(2) 生産者の所得向上に向けた販売・流通構造の改革	16
(3) 消費者、加工・流通業者等の農業生産現場への理解醸成	16
V. 農業を安心して継続できる仕組みの構築等	16
1. 高まる経営リスクへの対応	16
(1) セーフティネット対策の拡充等	16
(2) 農業経営における BCP 策定等の予防措置の充実	17
(3) 個々の経営では対応が困難な自然災害等からの復旧・復興支援	17
2. 「みどりの食料システム戦略」の実現	18
(1) 有機農業等持続可能な農業に向けた技術開発	18
(2) 環境にやさしいエネルギーへの転換や技術開発	18
(3) 持続可能な環境にやさしい農業（有機農業）への国民理解と再生産支援 ..	18
3. 農村の維持・発展	19

日本農業の将来に向けた地域経済と日本経済を牽引する農業経営者からの提言(概要)

～ 生産を抑制する政策から生産の拡大に向けた夢のある政策へ ～

令和6年3月14日(木) 公益社団法人 日本農業法人協会

目指すべき姿

- ◆ 会員は我が国の農業経営のリーダーとして、自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の改革改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献していく。
- ◆ 我々は農業界の公益社団法人として、農業政策の展開方向を踏まえた政治、行政及び国民に向けた積極的な提言により、不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。

【重点事項1】 農業政策

- 農業政策の企画立案にあたっては、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させ、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした経営ができるようにすること」という現行基本法の政策方針を踏まえること。
- 効率的かつ安定的な農業経営の発展に向けて、農地バンクの活性化を強力に進め、担い手への集積・集約化が徹底して推進される状況を作り出すこと。
- 国内需要だけを見た「生産を抑制する政策」から生産の拡大に向けた「夢のある政策」へ転換すること。

【重点事項2】 規制改革

- 農業の振興や農業経営の発展を目的とする農業用施設の設置にあたっては、農用区域の除外を不要とすること。
- 農村部における都市計画法や農振法に基づくゾーニングは、農業用施設の設置にあたり障壁となっていることから、重複区域の解消等の見直しを行うこと。
- 認定農業者が建設予定の農業用施設を地域計画に記載することにより農地転用許可を不要とする措置を講じる際には、地域計画策定後に新たな組織や計画が立ち上がった場合でも柔軟に「地域計画の変更(追加)」が出来るようにすること。

【重点事項3】 経営安定対策

- 異常気象等により、経営リスクが増大し、自助努力だけでは対応できなくなっているため、予算措置も含め、収入保険等のセーフティネット対策を充実させること。
- 各種経営安定対策の算定資料等になっている統計データは、現場における現時点の生産費とは乖離が大きいため、直近の経営状況を正確に把握して公表し、政策に的確に反映させること。
- 「配合飼料価格安定制度」は、生産者の同制度への加入を前提として、算定基準となる輸入原料価格の算定期間を見直すこと。

【重点事項4】 家畜伝染病対策

- 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準の運用は、科学的かつ生産現場で運用可能なものとすべきであり、農業者の経済的負担を小さくし、経営が持続できるよう十分配慮すること。
- 殺処分後の埋却地は、地方自治体が畜産農家と農場周辺の地権者と連携して確実に確保すること。また、焼却施設との広域連携やレンダリング装置の増設等、焼却や化製のための環境整備を進めること。
- 殺処分に係る手当金を速やかに支給すること。また、「概算払い制度」や手当金給付までの間の「つなぎ融資制度」の創設を検討すること。

日本農業の将来に向けた 地域経済と日本経済を牽引する農業経営者からの提言

～生産を抑制する政策から生産の拡大に向けた夢のある政策へ～

日本農業法人協会会員が目指す日本農業の牽引者としての姿

当協会会員は我が国の農業経営のリーダーとして、自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の改革改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献していく。

肥料・飼料価格の高止まりや能登半島地震等の自然災害の頻発等の課題に直面しながらも、農業者の高齢化等に伴う離農を、大規模な農業経営者に農地が集積・集約化する農業構造改革の好機と捉え、国民への食料の安定供給の責めを果たすべく、会員は常に挑戦を続けている。

我々は農業界の公益社団法人として、日本農業が成長産業として発展し得るよう、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言を行うことで、不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。

はじめに

日本農業法人協会及びその会員である農業法人は、「食料・農業・農村基本法（以下、「現行基本法」という。）」の理念を踏まえたうえで、農業を「農地・水等の地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、農業界を牽引する経営者として、国民への食料供給と農村・地域社会を支えていくという自覚を持って、経営環境の急変の中においても不断の経営の持続と発展に努めている。

ウクライナ情勢の長期化や為替の大きな変動等により、肥料や飼料等の製造原価が高止まりする一方、農産物価格への価格転嫁が進まず、農業経営を取り巻く環境は「大災害級」と言っても過言ではない厳しい状況が続いている。さらに、人口減少と高齢化、能登半島地震をはじめとする大規模自然災害、家畜伝染病等の頻発、SDGs の取組み等、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られている。

我々は、独自のアイデアで事業の多角化やコスト削減等、経営努力を積み重ねていく決意であるが、農業経営者の努力だけでは解決できない政策面での課題は政策面で解決するほかはない。

このため、日本農業法人協会は、我が国農業を一層発展させ、「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となること」を目指して、以下の政策提言を行う。

I. 提言に向けた考え方及び重点事項

平成 11 年に制定された現行基本法は、農業の有する「食料の安定供給機能」と「多面的機能」の重要性に鑑み、「農業の持続的な発展」に向け、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させ、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした経営ができるようにすることを大きな柱としている。

現行基本法制定時と現在で我が国の農業を取り巻く状況が異なっても、「国の礎」である国民への食料の安定的な供給の中心的役割を担うのは、効率的かつ安定的な農業経営を営む法人をはじめとする大規模な農業経営者であることに変わりがない。

意欲と能力のある担い手が、大きく変化する経営環境に迅速かつ柔軟に対応し、離農する農業者の農地と経営基盤を円滑に継承することで、地域経済と日本経済を牽引する生産性の高い農業経営を実現していく必要がある。

このためには、これまでの農政改革の方向性に沿った取組みをより積極的かつ着実に実践し定着させつつ、昨今の世界的な食料情勢の変化や気候変動、農業者の減少と高齢化、人口減少における国内市場の縮小等を踏まえ、以下の重点事項については、担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を随時設け、迅速に課題を解決することを望む。

<重点事項>

(1) 農業政策

- 農業政策の企画立案にあたっては、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させ、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした経営ができるようにすること」という現行基本法の政策方針を踏まえること。
- 効率的かつ安定的な農業経営の発展に向けて農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに農地バンクが地域の農地の大半を借り受け、担い手への集積・集約化が徹底して推進される状況を作り出すこと。
- 国内需要だけを見た価格維持政策は、農業の生産性向上を停滞させ、日本の食料生産能力を加速度的に減退させる懸念があるため、生産を抑制する政策から、水田でも畑でも地目を問わず生産の拡大に向けた「夢のある政策」へ転換すること。

(2) 規制改革

- 農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）により設定されている農用地区域に農業用施設を設置するには、農地を農用地区域から除外し転用する必要があるが、優良農地の集積・集約化を阻害する可能性がある。そのため、農業の振興や農業経営の発展を目的とする農業用施設の設置にあたっては、農用地区域の除外を不要とすること。
- 農村部における都市計画法や農振法に基づくゾーニングについては、農業用施設の設置にあたり障壁となっていることから、重複区域の解消等の見直しを行うこと。
- 認定農業者が建設予定の農業用施設を地域計画に記載することにより農地転用許可を不要とする措置を講じる際には、地域計画策定後に新たな組織や計画（規模拡大等）が立ち上がった場合でも、柔軟に「地域計画の変更（追加）」を可能とすることが出来るようにすること。

- 農業用施設を設置する際の農地法・農振法等の運用については、担当者や地域ごとの差が大きい場合がある。特に、園芸用施設（温室）の設置においては、建築基準法に基づく建築確認の要否や、園芸用施設に付随して必要な施設（選果・選別施設、トイレ、休憩室等）の設置における農地転用の要否等が地域により対応が異なる。経営規模に見合った農業用施設抜きに農業経営を発展させることは不可能であることから、全国統一の迅速かつ公平・公正な事務手続きにすること。

（３）経営安定対策

- 異常気象の多発、巨大地震の発生、家畜伝染病の蔓延等、経営リスクが著しく増大し、農業者による事前対策等の自助努力だけでは対応できなくなっているため、予算措置も含め、収入保険の制度拡充等のセーフティネット対策を充実させること。
- 特に、収入保険については、経営者自らが将来におけるリスクを想定し、経営規模や生産作目の特性にあわせた保険料や保険金の額を柔軟に設計できるよう、保険制度として持続性のある範囲で補償限度・補償の下限・支払率の選択範囲を拡大し、経営手法（複合経営、複数地域での生産等）やハザードマップ等の観点から災害のリスクを勘案した制度の見直しを検討すること。
- 畜産・酪農経営における各種経営安定対策の算定資料や価格交渉時の根拠は、畜産物生産費統計（一昨年前の数値を年１回１２月に公表）を基礎データとし、直近３か月の物価指数を用いて物価修正しているものの、畜産・酪農現場における現時点の生産費とは乖離が大きいため、直近の経営状況を正確に把握して公表し、政策に的確に反映させること。
- 飼料価格が高止まりしていることから、飼料価格高騰継続時でも「配合飼料価格安定制度」における生産者の負担が増加しないよう、予算補填発動基準となる輸入原料価格の算定期間（直近１年間）について、今後も同制度への加入を前提として算定期間を見直すこと。また、それまでの間の経過措置として「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業」を継続すること。

（４）家畜伝染病対策

- 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準の運用は、科学的かつ生産現場で運用可能なものとすべきであり、農業者の経済的負担を小さくし、経営が持続できるよう十分配慮すること。特に、北海道を中心に発生しているヨーネ病の防疫対策に基づく検査ルール等については、農業者及び家畜保健衛生所の負担が大きいことから、科学的根拠に基づく負担の少ない検査ルール等を検討すること。また、殺処分後の埋却地については、周辺住民の理解を得ることが難しく、必要面積の確保はおろか規模拡大の障壁にもなっていることから、地方自治体が畜産農家と農場周辺の地権者と連携して確実に確保すること。また、焼却施設との広域連携やレンダリング装置の増設等、焼却や化製化のための環境整備を進めること。
- 家畜伝染病の蔓延は農業者だけの責任ではないことから、補償においては、特別手当金の減額措置等、農業者に対し過度な責任を負わせないよう十分配慮すること。また、殺処分後の手当金給付までに相当の時間を要していることから、手当金を速やかに支給すること。

また、「概算払い制度（手当金の一部前払い等）」や「つなぎ融資制度（無利子・無担保・無保証）」の創設を検討すること。

II. 農業法人等の担い手と農地の問題の解決

1. 農地の集積・集約化

（１）担い手への農地の集積・集約化に向けた「地域計画」の確実な取組み

- ① 各市町村において「地域計画」の策定に向けた話し合いが始まっているが、複数の市町村を跨いで大規模に経営する農業者を中心に、話し合いの場への呼びかけがないケースがある。市町村は、地域外の入り作農業者に対しても話し合いの場への呼びかけを確実に行之、効果的な集積・集約が進むよう農業者の意見を十分に聞き取ること。
- ② 目標地図の策定にあたっては、農業者の意見を十分に踏まえ、将来の地域農業の発展を見据えた集積・集約化を最優先に考え、地域における農地の効率的かつ総合的な利用を実現すること。特に、担い手が不足している地域においては、他の地域の農業法人等や本気で農業に取り組む食品産業事業者等の企業の参入を積極的に受け入れること。
- ③ 農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに地域の農地の大半を農地バンクが借り受け、担い手への集積・集約化が徹底して推進される状況を作り出すため、生産現場を支える市町村及び農業委員会が積極的に活動できる十分な予算措置を講じる等支援すること。特に、所有者不明農地（相続未登記農地等）が農地集積の障害になっていることから、農地バンクを経由させる所有者不明農地の利活用の制度について農地集積関係機関・団体の職員及び農業者への周知を一層徹底し、活用の推進を図ること。今後、農地の集積・集約化が進まない場合は、法律によりすべての農地の農地利用権を農地バンクに集める制度（農地バンクが借りたうえで、その耕作者及び担い手に転貸する制度）を検討すること。
- ④ 農地バンクから借りた農地に農業用施設の設置や永年作物を植付けた際、農地の受け手に対し、当該農地を更地で返却するための費用を積み立てさせることは経営上の負担及び農地バンク利用の阻害に繋がる。このため、積立金を強いることがないように農地バンクを指導すること。また、やむを得ず積み立てさせる場合には、耐用年数や農地の賃借期間を考慮し、その額を損金として積み立てできる税制上の制度を創設すること。
- ⑤ 農地を担い手に集積・集約化するなかで、周辺の遊休農地から病虫害の発生等により生産に支障が生じている場合があるため、支障の除去又は発生防止のための制度を農地集積関係機関・団体の職員や農業者等に周知し、積極的にその制度の活用を図ること。
- ⑥ 「農用地利用集積等促進計画」の策定においては、農地バンクの過重な事務負担の発生により、円滑な農地の利用権設定に大きな支障をきたしかねない。このため、「農用地の利用関係の調整等に関する経過措置（令和7年3月末）」の延長もしくは「農用地利用集積等促進計画」の利用権設定に関わる一連の事務及び手続きを市町村で完結できるよう検討すること。
- ⑦ 農地バンクを通じて集積・集約された農地が貸し手からの強い合意解約要請により砂利採取目的で一時転用され、更には、一時利用期間（3年以内）を遵守されない、または、採取前の状態に復元されず荒廃農地化するケースがある。これらは、効率的かつ計画的な農地利用に支障をきたしているため、特に、農地バンクを通して集積・集約されている農地

の砂利採取目的とする農地の一時転用は、慎重に審査・判断するとともに、不適切なケースがあれば是正すること。

(2) 集約に併せた農地の大区画化・基盤整備、各種規制の緩和

- ① 農地バンクが担い手に転貸する際、大区画化・給排水・大型農業機械進入路の設置等の基盤整備、樹園地における永年作物の撤去等の条件整備を行い、担い手が借りやすい状況を整えること。また、担い手がスマート農業等の先進的な取組みを進め、効率的な生産ができるようきめ細かな基盤整備を実施すること。
- ② 特に農地バンクが借りている農地に対する基盤整備事業については、面積要件を緩和し、農業者負担ゼロで圃場整備を可能にすること。その際は、未集積地域を優先することなく、既に担い手への集積・集約化を完了している地域も含め、事業効果の高い者を対象とすること。
- ③ 基盤整備事業の実施に際しては、施工コストを低くするとともに、極力短期間で終了すること。この一環として、農業者等が自ら行う基盤整備も引き続き、事業の対象とすること。
- ④ 基盤整備事業の採択要件として、実施地域ごとに「いわゆる高収益作物」(11 ページの⑤参照)への無理な転換やその生産に向けた研修会の開催・受講を求めないこと。また、農地集積を求める場合に、実施地域の農地を利用している地域外の担い手を排除することのないよう、十分に注意すること。
- ⑤ 基盤整備事業の実施に際しては、その設計についても事前に農業者との意見交換を行うこと。また、設計に際しては、圃場と接道の高低差が農作業事故の要因の一つであることから、安全性に十分配慮すること。

2. 人材・労働力の確保

(1) 農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）・労働力の確保

- ① 農業をより一層魅力のある産業とすることで、新規学卒等の若い世代や脱サラ等の者が男性・女性関係なく農業界に積極的に参入する環境を整備すること。また、「農業女子プロジェクト」や当協会の自主的研究会「やまと凜凜アグリネット」等により女性や高齢者等の多様な者の農業への参画を促進すること。
- ② 慢性的な農繁期の労働力不足に対応するため、都市部の人材、行政機関や民間企業等の他分野の人材を短期間の雇用であっても確保できるよう環境を整備し、農業従事者として定着を図ること。また、農閑期における農業従事者等の有効活用に向け、産地間や法人間でのマッチングを通じた派遣等ができる制度の恒常化を検討すること。
- ③ 専門作業受託型をはじめとする次世代型農業支援サービスに取り組む事業者の育成・確保を強力に推進すること。また、設備や燃料等の価格の高騰により、コントラクターの経営維持が困難になってきている組織もあるため、経営基盤の強化に向けた支援を行うこと。

(2) 外国人や農福連携など多様な者の受入体制整備

- ① 離農者の増加に伴い、担い手に農地が急速に集積し、食料の安定供給や地域の農地を守る上で人材が不足していることから、農業の継続に必要な労働力確保に向け、外国人やリタ

イヤした高齢者等の多様な者を円滑に雇用できるようにすること。

- ② 外国人材に選ばれる国・分野（農業）となるよう、就労環境を整備するとともに、諸外国に対し、積極的に日本の農業の魅力をPRすること。
- ③ 農福連携等の推進のため、農業法人と障がい者施設やひきこもり支援機関等との連携を推進すること。

3. 人材育成

（1）事業の多角化など持続的な農業経営の発展に必要な経営能力の向上

経営規模の拡大や事業の多角化が進展していることから、高度化する農業経営のノウハウや組織マネジメント、経営発展に繋がる研修等を受けられるよう、農業関係機関の連携強化を含む環境整備を推進し、経営力・経営感覚を有する担い手を育成すること。

（2）地域農業の維持・発展に貢献できる後継者及び新規就農者の育成強化

- ① 就農した者、農業者の子弟、新規就農者、定年帰農者、経営参画を目指す女性農業従事者等が、最先端の農業機械等の操作や高度化する経営のノウハウ等の経営発展に繋がる研修等を受けられる環境整備を強化すること。
- ② 農業技術や農業経営のノウハウ等を気軽に相談できる農業法人を人材育成の教育機関として位置付けて支援する等、将来の担い手となり得る人材の定着・育成を推進すること。
- ③ 就農を促進するための研修については、研修先において農産物の生産技術だけではなく、農業経営の発展段階に応じて必要となる経理や営業、IT 技術等の人材育成を主眼とした研修が十分できるよう予算を確保すること。

（3）スマート農業に対応できる従事者の育成

スマート農業の導入により省力化等を実現するためには、実装される最新の農業機械等や収集したデータを有効に活用することが前提となるため、農機具メーカーや農業システム開発企業等と連携し、十分な利活用ができる人材育成の支援を講じること。

（4）農業界と経済界の交流による相互発展

農業界と経済界において、技術開発や人材育成等あらゆる分野で連携を強化し、両者がともに発展していける環境を整備すること。

III. 国際競争力強化に向けた安定的・効率的な生産

1. 規制・行政手続きの緩和

（1）農業関係分野の規制緩和の推進と公平な運用

- ① 農振法により設定されている農用地区域に農業用施設を設置するには、農地を農用地区域から除外し転用する必要があるが、これは優良農地の集積・集約化を阻害する可能性がある。そのため、農業の振興や農業経営の発展を目的とする農業用施設の設置にあたっては、農用地区域の除外を不要とすること。
- ② 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大するため、農業用施設に関する建築規制等の各

種規制を順次、抜本的に見直すこと。また、先端技術活用の制約要因となる各種規制については、速やかに見直すこと。

- ③ 農村部における都市計画法や農振法に基づくゾーニングについては、農業用施設の設置にあたり障壁となっていることから、重複区域の解消等の見直しを行うこと。
- ④ 認定農業者が建設予定の農業用施設を地域計画に記載することにより農地転用許可を不要とする措置を講じる際、地域計画策定後に新たな組織や計画（規模拡大等）が立ち上がった場合でも、柔軟に「地域計画の変更（追加）」を可能とすることが出来るようにすること。
- ⑤ 農業用車両はその走行実態から、運送用車両と同等の車検制度の適用は不合理である。車検時期の延長及び検査項目の限定等により、実態に合った合理的な仕組みとすること。
- ⑥ 特殊車両通行許可制度は、農業経営者自らによるエリア一括申請を可能とし、対象車両の追加や変更が柔軟にできるよう、制度を抜本的に見直すこと。
- ⑦ 農業の生産現場における消防法の適用にあたっては、消防法施行令の特例（第 32 条）に基づく運用は、消防庁の検討結果（令和 3 年 11 月 16 日付け公表の報告書）のとおり全国統一的なものとする。
- ⑧ インボイス制度の農協等特例によって、「買取販売」を行っていた集荷業者・団体が同特例の対象となる「無条件委託販売」に先祖返りする動きが見受けられる。これは、農業競争力強化プログラムに逆行するとともに、同特例の対象外の取引を行っている農業者・集荷業者・団体においては、取引先の減少に繋がる。このため、消費税額の正確な把握及び納税というインボイス制度の趣旨に基づき、同特例の見直しを検討するとともに、消費税を納税すべき者が確実に納税するよう制度運用を徹底すること。
- ⑨ 国内での生産振興が求められている麦・大豆等の等級検査については、実需者のニーズにあった内容にすること。
- ⑩ 農業用施設を設置する際の農地法・農振法等の運用については、担当者や地域ごとの差が大きい場合がある。特に、園芸用施設（温室）の設置においては、建築基準法に基づく建築確認の要否や、園芸用施設に付随して必要な施設（選果・選別施設、トイレ、休憩室等）の設置における農地転用の要否等で地域ごとに対応が異なる。経営規模に見合った農業用施設抜きに農業経営を発展させることは不可能であることから、全国統一の迅速かつ公平・公正な事務手続きにすること。
- ⑪ 大規模経営体が土地改良事業等の補助事業を活用する際、国は大規模経営がゆえに事業費の増大のみを理由に事業の分割を強いることなく、地域農業に与える事業効果をみて事業を公平・公正に採択し、経営発展を支援すること。
- ⑫ 農業用施設の設置に係る行政手続きは、その権限を生産現場に近い行政機関に下ろし、窓口のワンストップ化を図るとともに標準事務処理期間を遵守し、迅速な対応を実現すること。
- ⑬ 家畜の糞尿処理対策に関して、科学的かつ生産現場で運用可能なものとするとともに、全国統一の公平・公正な運用を徹底すること。
- ⑭ 畜舎の固定資産税について、農業用施設ではなく一般家屋並みにしている地域があるため、農業用施設として課税されるよう、全国統一の公平・公正な運用を行うこと。

- ⑮ 農地等の権利移動にかかる下限面積要件（農地法第3条第2項第5号）の廃止に伴い、担い手になり得ない者（農外からの企業参入等）が農地等の権利を取得することにより、農地等のすべてを効率的に利用しない事態や短期転用・短期譲渡（転売）等が発生するおそれがある。そうした事態が発生した場合における農地等の権利移動の許可取消基準を明確化すること。また、過去に農地法違反のあった経営体を継承する場合は、円滑な経営継承を阻害しないよう、違反転用の是正手続きを明確化すること。
- ⑯ 農地所有適格法人の経営基盤強化に向けたアグリビジネス投資育成（株）の出資割合の上限見直しにおいては、中小企業税制の活用を妨げないように、アグリビジネス投資育成（株）を中小企業投資育成（株）と同等に扱う税制上の措置を講ずること。

（２） 行政手続きのオンライン化及び大幅な簡素化

- ① 手続きのオンライン化にあたっては、申請に必要な添付文書を思い切って削減し、簡素化すること。また、オンライン化は、農林水産省のみでなく、手続きに関わる都道府県や市町村等すべての関係機関を含めたトータルな仕組みとすること。
- ② 農地バンク利用時に必要となる各種申請書類及び手続きを簡素化する等、手続きの負担軽減のため、行政機関等が有する各種データを連携させ、資料を重複して提出する必要がないようにすること。
- ③ 外国人材の在留審査等においては、申請・報告書類が多く、その事務作業・手続きに多くの時間を費やしている等農業者にとっては負担が大きいことから、在留審査手続きに必要な書類の簡素化、オンライン化及び円滑かつ速やかな手続きを行うこと。
- ④ 各種補助事業の執行にあたっては、労働力不足等により工期の長期化が起こる生産現場の実態を踏まえ、繰越制度の一層の柔軟化や予算執行の複数年化等、事業の執行期限の運用を柔軟化すること。
- ⑤ 国の施策（事業）の実行にあたり、地方自治体の対応に差が生じ、それにより施策の受益者にも差が生じている。このため、国は地方自治体に対し情報の共有を確実に行うとともに、施策採択の判断を公平に行うよう指導すること。
- ⑥ 全ての補助事業について、大規模経営体は1戸でも複数戸以上に地域振興に貢献（従事者の雇用等）していることから、戸数要件を廃止すること。また、都市近郊農地をはじめ集約が困難な地域もあることから、地域の実情にあわせた規模・面積要件を設定すること。
- ⑦ 効率的な生産及び税金の有効な活用のため、補助事業で導入した対象物を補助事業の目的から外れない範囲で、改良及びその使用を認めること。
- ⑧ 各種施策（事業）の農業者への周知は、時間的余裕のある募集期間を設けて迅速に周知すること。国や地方自治体のホームページ上に掲載されるPR版等についても内容の詳細や募集期限等が明確でない事業が多いため、誰が検索してもすぐに確認できるようにすること。

2. 生産資材の高騰・安定確保

（１） 国による生産資材の確保・備蓄

- ① 農業生産資材やエネルギー（燃油や電気等）等の価格が地政学的リスク等により高止まり

しており、経営者の経営努力だけではコスト削減に限界があるため、高止まりするコスト分を継続的に支援すること。

- ② 農産物の生産に不可欠な農業生産資材等の安定調達が懸念されるため、食料安全保障面からも農産物の生産に支障がでないよう、国は安定した入手に向けた輸入先国の多元化を進め、農業資材等の業界に対する支援を引き続き行うとともに、備蓄を進めること。また、農業用資材等の国内調達を実現するため、未利用資源の活用や糞尿の肥料化等、研究開発及び実用化を推進すること。

（２） 耕畜連携等の一層の推進

- ① 耕畜連携をより一層推進促進するためには、運搬に係るコストを削減する必要がある。そのため、地域ごとの堆肥や飼料用作物の需給を数値化する等して地域が一体となって効率的なマッチングを実施するとともに、輸送コスト等のソフト面の支援を行うこと。
- ② 堆肥は、畜産農家から恒常的に生産される一方、耕種農家の使用時期が限定されることから、需要と供給の時期のミスマッチを解消するため、堆肥を保管するための倉庫等の整備を推進すること。

（３） 国内での飼料作物の生産振興

- ① 飼料原料価格は国際情勢を受け、過去にないほど高止まりしており、畜産経営を大きく圧迫している。このため、安定的に安価でかつ確実に入手できるよう、国内での飼料作物の生産を振興すること。また、国内生産した飼料作物を畜産農家が有効に活用できるよう耕種農家と畜産農家のマッチングを従来以上に強化して取組むこと。
- ② 国内で飼料作物の生産を強化するため、生産技術に係るマニュアルの整備・配布や指導者を確保・配置すること。

（４） 生産資材価格引下げに向けた構造改革の推進

- ① 農業競争力強化プログラムでは、生産資材業界の構造改革や全農等の生産資材の買い方の見直しを進めるとしているが、未だ十分な成果は得られていない。このため、同プログラムの政策方針を確実に実行し、生産資材価格引き下げの成果を挙げること。
- ② メーカーが寡占状態となっている農業機械等の生産資材については、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進するとともに、参入しようとする企業に対し、政府系金融機関の融資等による支援を積極的に行うこと。
- ③ 農産物の主要輸入国における資材費や人件費等の農業経営に関わる主なコストを対象とした諸外国の調査を可及的速やかに行うこと。その際、時系列で諸外国とのコスト比較を行うとともに、生産資材に関する法制度について点検を行い、必要な改善を図ること。
- ④ 農業者への助成金等を理由に集荷業者や農機具等のメーカー等から農業者が取引価格の上乗せや引き下げを不当に強要されることがないよう業界に対し指導すること。

3. スマート農業の早期実現

(1) 各営農類型や地域の実情に適合した技術開発

スマート農業の技術開発については、農業者の意見を反映させ、生産現場での使い勝手が良い実用的なものにするとともに、野菜や果樹等の開発が十分に進んでいない領域に対する研究・開発を推進すること。また、農研機構が行っている研究結果を農業者や地方自治体に広く周知するとともに、その研究成果を実用化できるよう農機具メーカー等を支援すること。

(2) 最新機器が利用できるデジタル・インフラ等の環境整備

- ① デジタル田園都市国家構想の実現及び生産現場における労働力不足の課題解決や作業の省力化に向け、IT・AI・ロボット・ドローン・ビッグデータ、オープンAPI等の技術開発を加速させること。また、これらの技術を有効に活用するため、中山間地域をはじめとする農村地域へ衛星ブロードバンドインターネットや最先端移動通信システムの導入によりデジタル・インフラを整備すること。
- ② 農業者のニーズを踏まえて、農薬メーカーによる薬害試験や登録をさらに推進させ、農業用ドローンで使用可能な農薬の対象を拡大すること。

4. 作目別政策の課題

(1) 米政策の課題

- ① 国内で不足し、需要のある作目（小麦・大豆等）の生産に対しては、水田でも畑でも地目を問わずに同様に支援すること。
- ② 販路を有する又は販売の見通しがある農業者に対して米の生産抑制を強要することがないようにすること。このためにも、平成29年産以前のように、国・都道府県等の行政配分による生産調整に戻さないこと。また、行政による生産数量目標配分が廃止された平成30年産以降、各地域の地域農業再生協議会や集荷団体において、需要に応じた生産やこれに基づいた集荷及び販売がしっかりと行われていたか否かの検証をすること。
- ③ 集荷業者や団体を通じて米を販売する生産者においても、需要に応じた生産を強く意識し、責任をもって米の生産に取り組む必要があるため、生産者自らが各々の販路・販売状況を踏まえて生産調整を判断できるよう、集荷業者・団体は、集荷した米の販路・販売状況（特に販売未了が生じている場合にはその数量）を生産者に明確に伝えること。
- ④ 水田農業の生産振興に係る補助金については各地域の農業再生協議会ではなく、需要に応じた生産及び販売にしっかりと取り組んだ者に対して直接支援すること。
- ⑤ 需要に応じた生産の考え方にに基づき、農業者自らが販路を確保し、売れるものを作り、収益を確保することが農業経営の前提であるため、単に作るだけで収益が上がると誤認を与えかねない「高収益作物」という用語の使用は避けること。
- ⑥ 需要のある作目を低コストで効率的に生産するため、基盤整備、機械・設備やスマート農業等の導入を一層、推進及び充実を図ること。
- ⑦ 高品質な農産物を安定的に継続して供給できるよう、面積に応じた経営安定対策から、品質や収量に応じた生産に対してインセンティブを与える仕組みを導入すること。
- ⑧ 輸入による安定的な食料や飼料の確保に支障が出ているなかでは、消費者・実需者ニーズ

を的確に捉え、需要に応じた転換作物を機動的に生産することの重要性が一層高まっていることから、同一作物の複数年契約や都道府県・市町村による転換作物の指定を廃止すること。また、転換作物によっては、乾燥等の設備の整備及び耕畜連携が密になされないと生産振興につながらないため、転換作物の生産に取組みやすい環境整備を迅速かつ強力に進めること。

- ⑨ 輸入に依存している農産物の国内生産振興及び円滑な流通に向け、実需者が国産農産物を積極的に活用できる環境整備（製粉施設等）の支援を強化すること。
- ⑩ 米の価格変動リスクの軽減や需要に応じた生産を計画的に取組むため、現物相対取引や現物市場取引に加え、予め取引価格を決めることのできる取引形態を検討すること。
- ⑪ 国内消費を上回る米を積極的に海外へ輸出するため、米の生産量を抑制する政策から拡大することができる政策へ転換するとともに、総合商社や全農等が輸出に主体的に取り組む政策を強力に推進すること。
- ⑫ 輸出用米への支援は、実需者との事前契約を要件にするのではなく、新たに米の輸出に取り組む者やスポット取引にも支援できるよう輸出証明書に基づく輸出実績ベースでの支払いにすること。

（２）畜産政策の課題

- ① 国際情勢に左右されない国内における安定的な飼料生産及び供給により、国産飼料の自給率を向上させるため、米の転換作物に限らず、国内での飼料作物の生産をさらに迅速かつ強力に推進すること。また、国産飼料の生産・利用を普及・推進させるため、国産飼料向けの乾燥施設等のインフラ整備及び飼料作物の生産マニュアルや営農指導者の確保、飼料作物の保管費用や輸送費用等の支援を推進すること。
- ② 飼料価格が高止まりしていることから、飼料価格高騰継続時でも「配合飼料価格安定制度」における生産者の負担が増加しないよう、補填発動基準となる輸入原料価格の算定期間（直近１年間）について、今後も同制度への加入を前提として算定期間を見直すこと。それまでの間の経過措置として「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業」を継続すること。
- ③ 国内での飼料作物の生産振興を図り、その活用を図るため、生産資材等のコストが上昇しても畜産農家が安心して購入・活用できるよう、単味飼料においても少なくとも配合飼料輸入原料価格の算定対象原料５品目については、配合飼料と同様の支援体制を構築すること。
- ④ 酪農においては指定生乳生産者団体（指定団体）がありながら、乳業メーカーとの交渉において、十分な価格形成ができていないことから、経営を安定的に維持するため、農協（全農、指定団体等）が強力な価格交渉を行うよう指導すること。また、「酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業」の実効性や課題の検証に基づく同事業の改良・恒常化等、適正な乳価水準を確保できる仕組みを早急に検討すること。
- ⑤ 畜産・酪農経営における各種経営安定対策の算定資料や価格交渉時の根拠は、畜産物生産費統計（一昨年前の数値を年１回１２月に公表）を基礎データとし、直近３か月の物価指数を用いて修正しているものの、畜産・酪農現場における現時点の生産費とは乖離が大きいため、直近の経営状況を正確に把握して公表し、取引や政策に的確に反映させること。

- ⑥ 酪農経営においては、脱脂粉乳在庫の対策として、輸入品と国産乳製品との置き換えを進めるとともに、ニュージーランドのフォンテラを参考にするとともに、全農・農協や商社が乳製品の輸出を抜本的に拡大できる体制を整えるとともに、国と乳業関係者が一体となって取り組むべき国産乳製品の消費の拡大及び輸出をより一層促進させる政策を推進すること。
- ⑦ 畜産物の輸出においては、家畜伝染病に係るワクチン接種により、輸出先国の規制により輸出できない場合があることから、家畜伝染病の蔓延防止策を徹底するとともに、輸出しやすい環境づくりに向け、輸出先国との交渉を進めること。
- ⑧ 世界的に蔓延する鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の感染拡大により、原種鶏等を生産する国からの輸入停止措置が増加し、その確保が不安定になっていることから、今後の鶏卵等の畜産物の生産に支障が出ないよう国内生産も含めた安定的なひな等の確保に向けた環境を整備すること。
- ⑨ 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準の運用は、科学的かつ生産現場で運用可能なものとすべきであり、農業者の経済的負担を小さくし、経営が持続できるよう十分配慮すること。特に、北海道を中心に発生しているヨーネ病の防疫対策に基づく検査ルール等については、農業者及び家畜保健衛生所の負担が大きいことから、科学的根拠に基づく負担の少ない検査ルール等を検討すること。また、殺処分後の埋却地については、周辺住民の理解を得ることが難しく、必要面積の確保はおろか規模拡大の障壁にもなっていることから、地方自治体が畜産農家と農場周辺の地権者と連携して確実に確保すること。また、焼却施設との広域連携やレンダリング装置の増設等、焼却や化製化のための環境整備を進めること。
- ⑩ 家畜伝染病の水際対策を一層強化するとともに、伝染病の発生を事前に防ぐため、日頃より池沼・野生動物等の定期的な病原調査や野鳥等の飛来調査を行い、その調査情報を農業者に対しリアルタイムで周知すること。
- ⑪ 畜舎汚水の排水基準を遵守することは経営上の負担が大きいことから、暫定排水基準の期限延長を継続すること。また、将来、排水基準を高める場合は、その基準をクリアするため、高性能な浄化槽設置等、ハード面の整備に対する支援をすること。
- ⑫ 畜舎建築特例法の対象となる畜舎について、市街化区域・用途地域等で機械的に線引きせず、生産現場の実態に合わせた制度に見直すこと。
- ⑬ 産業動物に関する獣医が不足している現状があることから、対策の推進を図ること。
- ⑭ 家畜伝染病の蔓延は、農業者だけの責任ではないことから、補償においては、特別手当金の減額措置等、農業者に対し過度な責任を負わせないように十分配慮すること。また、殺処分後の手当金給付までに相当の時間を要していることから、手当金を速やかに支給すること。また、「概算払い制度（手当金の一部前払い等）」や「つなぎ融資制度（無利子・無担保・無保証）」の創設を検討すること。

（３）野菜・果樹政策の課題

- ① 生鮮品である野菜や果樹は、天候状況等により市場の需給バランスが変動しやすく、それにより安定的な供給や販売価格への影響が大きい。このため、安定供給及び販売価格の変

動の抑制に向け、産地間での生育・出荷予測の共有等、農業データ連携基盤の構築をより一層進めること。

- ② 2024 年 4 月に自動車運転業務の年間時間外労働時間に上限が設定され、荷物量の減少や運賃の値上がり等の懸念がある。このため、特に生鮮品である野菜や果樹は、効率的な運送が求められることから、食料の安定供給及び農業経営に支障が出ないよう必要な支援措置を講じること。
- ③ 農産物の盗難や鳥獣被害で多いのは、果樹や野菜であり、担い手の経営規模が拡大する中、盗難や鳥獣害防止策には限界があることから、警備システム等の開発及び普及を推進すること。また、その技術を有効に活用できるよう無人飛行等の規制を緩和すること。

IV. 農業所得向上に向けた環境整備

1. 国内需要への対応強化

(1) 食生活の変化へ機動的に 대응するための農業と食品産業との連携強化

需要に応じた生産を従来以上に促進していくためには、消費者ニーズの変化を的確に把握して応えていく必要があることから、食品産業と農業生産現場が情報を密に共有し、両業界の連携を強化すること。

(2) 需要に応えるための生産及び加工・流通体制の確立

- ① 食品産業事業者が輸入依存度の高い農産物（小麦・大豆・そば、加工・業務用野菜、乳製品等）を国産農産物に切り替えるためには、農業生産者サイドが国際競争力のある農産物を需要に応じて生産する必要がある。そのため、農産物の生産性向上及び品質の均一化に向け、農地の集積・集約化を強力に進め、適地適作を推進すること。
- ② 食品産業事業者が国産農産物をより一層利用拡大していくため、国産農産物の利用拡大に資する施設（製粉施設、冷凍加工貯蔵施設、乳製品（脱脂粉乳等）加工施設等）の整備を積極的に支援すること。また、国産農産物の利用拡大を一層後押しするため、特定農産加工法に基づく特例措置等、資金面及び税制面での優遇措置の一層の拡充を図ること。

(3) 流通構造の改革

- ① 農業競争力強化プログラムでは、生産者に有利な流通構造を確立するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大や全農等の農産物の売り方の見直しを進めるとしているが、未だ十分な成果は得られていない。このため、同プログラムの政策方針を確実に実行し、ビジネスモデル改革の成果を挙げること。
- ② 米の価格形成に大きな影響を及ぼす「無条件委託販売」からリスクを負った「買取販売」へのさらなる転換を集荷業者・団体に求めるとともに、生産者の所得向上に繋がる実需者・消費者への直接販売を中心とする流通・加工構造への改革をさらに進めること。
- ③ 農業経営の持続及び発展のため、生産コストに見合う効率的な流通システムを整備すること。また生産者と消費者及び食品産業事業者が中間流通を省き、今以上に近い位置で繋がる流通システムを確立することで、生産コストを上回る価格で安定した取引が行えるようにすること。

- ④ 規格の簡素化や主要農業国の市場手数料率（農業者負担）及び税制を調査し、手数料を含めた卸売市場制度の改革等、流通構造の改革を推進すること。また、この一環として、卸売市場については、手数料水準、出荷奨励金を含めて従来の取引慣行を徹底的に見直し、市場法改正を踏まえた改革を加速すること。
- ⑤ 市場取引における画像取引等の IT 化を進め、現物が無くても円滑な取引ができるよう取引環境を整備し、農産物が物理的に市場を経由することなく、流通する仕組みを推進すること。
- ⑥ 物流コストの上昇は農業経営に大きな影響を与えており、コストを最小化する物流システムを構築すること。その際、省庁の垣根を超えて政府全体で取組むとともに、IT・AI 等を活用し、物流トラックの空車情報を活用した物流版 UBER（配車サービス）のような仕組みの構築等を検討すること。

2. 海外需要（輸出）等への対応強化

（1）国全体としてのプロモーション

- ① 国の農林水産物・食品の輸出目標額 5 兆円の達成のため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を着実に実行すること。特に、総合商社や全農等が輸出に主体的に取り組む政策を強力に推進するとともに、適切に助言すること。
- ② 産地ごとの売り込み競争にならず、オールジャパンでの輸出促進に繋がるジャパンプランドの育成に努めること。また、品目別の輸出促進団体による輸出促進の運営にあたっては、農業者の自由な経営展開を妨げる行為（独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する行為等）がないようにすること。

（2）生産・加工・流通のフードチェーン全体への支援

成田空港の隣接地に開場した成田地方卸売市場は、国内初の農産物等の輸出ワンストップ機能を有しており、関東圏にとどまらず日本全体の農産物等輸出促進に資する施設である。このため、同施設のような市場を一層整備・利活用するとともに輸出に係る生産・加工・流通のフードチェーン全体に対し国としても積極的に支援すること。また、潜在的な需要の発掘のため、海外バイヤーが同施設に常駐する仕組みを導入する等の支援を行うこと。

（3）輸出国の規制に対応できる環境整備

国別・品目別の輸出要件を網羅したチェックリストや実務的な内容を記載したフローチャートを準備し、ワンストップの相談窓口を設ける等、農業者が輸出に容易に取り組める環境を整備すること。

（4）リスク軽減等農業者が取組みやすい環境整備

6 次産業化は、川下の付加価値を生産者サイドに取り込むことが目的であり、農業者の可能な直接販売等から始め、必要に応じ加工業者等と連携する等、着実にこの取組みを進めることが重要である。このため、連携・相談先に関する情報の提供等、農業者が 6 次産業化に積極的に取り組める環境を整備すること。

3. 農産物の販売における生産コストの価格転嫁

(1) 生産コストが販売価格へ適正に反映され、持続的な経営ができる仕組みの構築

近年頻発する自然災害や地政学リスクの高まり、生産資材の安定確保への懸念等により、農産物の安定供給が脅かされている事態にある。農業経営を維持させるためには、農業の重要性や、国産農産物の生産振興が国民生活の安定に欠かせないものであることを国民に十分周知し、経営努力を前提とした価格転嫁に対する国民の理解促進を図ること。

(2) 生産者の所得向上に向けた販売・流通構造の改革

- ① 農産物の生産コスト等、農業生産現場の現状が小売業者や食品メーカー等の農業生産者の取引先や消費者に正確に伝わり、ひいては食料の安定供給のため農業経営を持続的に維持できるよう生産コストが販売価格に適正に反映される流通・加工構造への改革を進めること。
- ② 農業者が生産コスト上昇分を販売価格に反映させるにあたり、バイヤー側が価格交渉を拒否したり、不当な条件を付ける等の優越的地位の濫用が起こらないよう一層監視、適切な指導等すること。

(3) 消費者、加工・流通業者等の農業生産現場への理解醸成

- ① 農業の生産現場の状況を農業生産者・流通業者・消費者が共有し、農産物の生産コストを適正に販売価格に反映できるよう、農産物の販売価格の改定への理解を醸成すること。
- ② 食料安全保障に注目が集まる中、食料の多くを輸入に依存する我が国において、国内の食料生産拡大の重要性を広く国民へ理解・周知する活動は重要である。そのため、産学官連携による消費者への農業の理解を促進させるイベントやパリ国際農業見本市（SIA）のような事業のほか、学校等との連携による食育及び食品ロス削減の取組みを国がリードする形で執り行うこと。なお、当協会では、消費者や子どもたちに農業の魅力と大切さを発信するための体験型イベント「ファーマーズ&キッズフェスタ」を主催し、継続的に食育活動に取り組んでいる。

V. 農業を安心して継続できる仕組みの構築等

1. 高まる経営リスクへの対応

(1) セーフティネット対策の拡充等

- ① 異常気象の多発、巨大地震の発生、家畜伝染病の蔓延等、経営リスクが著しく増大し、農業者による事前対策等の自助努力だけでは対応できなくなっているため、予算措置も含め、収入保険の制度拡充等のセーフティネット対策を充実させること。また、近年、重大な災害が頻発していることを踏まえて、被災後の経営再建を含めて、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること。
- ② 農業経営のセーフティネットである収入保険は、農業者の意見を十分に聞きながら加入促進と畜種を含めた対象業種の拡大を図るとともに、経営者自らが将来におけるリスクを想定し、経営規模や生産作目の特性にあわせた保険料や保険金を柔軟に設計できるよう、保

険として持続可能性のある範囲で補償限度・補償の下限・支払率の選択範囲を拡大し、経営手法（複合経営、複数地域での生産等）やハザードマップ等の観点から災害のリスクを勘案した制度の見直しを検討すること。

また、経営規模が拡大するなかでは、自己責任部分（補てん外）が多額になり、経営再建に大きな影響を与えることから、自己責任部分について積立金を損金扱いできる新たな共済制度を検討・創設すること。

- ③ 肥料や飼料等の生産資材価格が高騰している一方で経営努力によってもコスト削減や価格転嫁が十分できておらず、「大災害級」の厳しい状況にある畜産・酪農経営を中心に、これまでの経営規模拡大等のための借入金の返済原資や運転資金が不足しているケースがみられる。このため、食料の安定供給に向けた円滑な資金融通に加えて、通常よりも踏み込んだ信用力を損なわない支援（資本性劣後ローン、出資、既往借入金の償還条件の大幅な緩和、既往借入金の借り換え等）を行うこと。

（２）農業経営における BCP 策定等の予防措置の充実

- ① 農業者は自助努力で可能な災害対策として「事業継続計画（BCP）」の作成に取り組んでいるが、未だ取組状況は他産業と比べて遅れていることから、BCP の重要性の周知及びその策定支援を講じること。また、BCP 策定による減災効果を検証し、その取組みにより収入保険の保険料を軽減する仕組みを検討すること。
- ② 災害が頻発する地域や復興を目指す地域において、災害に強い建築資材（鉄骨等）を利用した農業用施設を設置しようとしても、農地法や都市計画法、建築基準法等の関連法令が障壁・負担になり、被害のあった農業用施設と同強度・機能の施設しか設置できないケースがある。このため、災害に強い農業経営の実現に向け、各種の支援制度や関連法の見直しを抜本的に行うこと。
- ③ 就業者 10 万人当たりの農作業事故による死亡者数は増加傾向にあることから、農業者、メーカー、行政が一体となり、作業前チェックリストの作成、農業機械研修及び事故に備えた保険制度の活用周知等、安全対策を進めること。

（３）個々の経営では対応が困難な自然災害等からの復旧・復興支援

- ① 令和 6 年能登半島地震では、能登地方を中心に家屋等の建物の倒壊をはじめ、農産物、農地及び農業用機械・施設等についても甚大な被害が生じているが、未だ被災状況の全容把握には至っていない。被災した農業法人を含む農業者が一日も早く生活再建と「生業」再開ができ、その経営安定が図られるよう、被災状況を早急に確認・把握し、被災した農地及び農業用機械・施設等の早期復旧、従業員の雇用維持の支援、円滑な資金融通に加えて、通常よりも踏み込んだ信用力を損なわない支援（資本性劣後ローン、出資、既往借入金の償還条件の大幅な緩和、既往借入金の借り換え等）等を行うこと。今後、営農を断念する被災農業者が出てくる可能性があることから、その被災農業者と受け皿となる農業者とのマッチングや必要な労働力確保等の支援を行うこと。
- ② 東日本大震災後 10 年以上経過し、多くの国や地域が日本からの輸入規制を緩和・撤廃している。しかし、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、一部の消費者が被災地産

の食品購入をためらうことや一部の国が輸入禁止措置を継続する等の風評被害がいまだ継続している。このため、科学的知見による放射性物質等に関する正しい知識の啓蒙や農産物等の安全性について情報発信するとともに、当該地域の農産物の消費喚起を支援すること。また、復旧・復興が完遂するまで国が責任を持って対応すること。

- ③ これまでは、災害ごとに、国がその大きさを考慮して、対策を決めてきたが、災害の全体規模と被災農業者にとっての被害の重さは関係がない。このため、災害時の対策メニュー（被災者にとっての支援要件と支援策）をあらかじめ明示し、災害の全体規模にかかわらず、被災農業者が支援を公平かつ確実に受けられるようにすること。

2. 「みどりの食料システム戦略」の実現

（1）有機農業等持続可能な農業に向けた技術開発

- ① SDGs や有機農業等、持続可能な環境にやさしい農業を求める声が国の内外で大きくなっていることから、農業者がこれに円滑に対応できる環境を整備すること。
- ② 「みどりの食料システム戦略」の2030年及び2050年までに目指す姿の実現に向け、農業法人は食料の安定供給の責めを果たすとともに、持続可能な環境にやさしい農業に積極的に取り組む。このため、農業者が取り組むべき具体的な事項を早期に示すとともに、農地の集積・集約化、スマート農業の実装、IT利用の効率的な流通等を着実に実行すること。

（2）環境にやさしいエネルギーへの転換や技術開発

- ① 地球規模で温暖化による自然災害や異常気象の発生が増えており、環境に負荷を与えない農業・農法への転換に率先して取り組むことが急務である。また、肥料原料等の国外からの入手自体も不安定になってきていることから、地域への利益還元を組み込み、農業者の取り組む意欲を喚起するとともに、再生可能エネルギーを含めた地域資源をフル活用し、いわゆる物質循環を重視した政策を強力に進めること。
- ② 2050年カーボンニュートラルに向け、農業分野でも、二酸化炭素排出エネルギーから非排出エネルギーへの転換、二酸化炭素吸収力の向上等が急務であることから、国が総力を挙げて抜本的な技術開発・実用化を進めること。また、化学肥料の使用量30%低減に向け、耕畜連携を早急かつ強力に推進し、その実行に必要な支援措置を講じること。
- ③ 生産現場におけるエネルギーの転換は、大規模な設備投資が必要になり、経営への影響は大きいため、農業経営が政策により左右されないよう、国として推進する再生可能エネルギー等を具体的に示し、長期間一貫した政策を推進すること。
- ④ 昨今の気候変動にも耐えうる強い品種、生産コストの削減に資する品種等、生産現場と消費者ニーズを踏まえた需要のある品種開発を官民協力のもとに迅速に進め、その普及に努めること。

（3）持続可能な環境にやさしい農業（有機農業）への国民理解と再生産支援

- ① 耕地面積に占める有機農業の面積割合を2050年までに25%（100万ヘクタール）に拡大する目標の実現にあたり、消費者に対し有機農産物及びその生産過程等の理解の促進と消費拡大の啓発を推進するとともに、有機農産物等に関する各種表示制度を整理・集約化し、

分かりやすいものとする。また、農産物の認証の手続きを必要とする場合、農業者に申請手続きや費用等の負担をかけない仕組みとするとともに、有機農産物を再生産できる施策を講じること。

- ② 有機 JAS の認証機関が所在していない県においては、遠方の認証機関を利用する必要があり、認証取得コストの増加につながっている。そのため、各都道府県が有機 JAS の認証機関となるよう指導し、より効率的に認証を取得でき、地域性を踏まえた指導を受けられる環境を整備すること。

3. 農村の維持・発展

- ① 農業構造の変化により、これまでの地域の農業者による共同管理等では対応できない課題が出てきており、これが今後拡大することが想定されるため、これらの課題を洗い出し、対応策を早急に検討すること。特に、本来は市町村が維持管理を行うべき農道・水路等の農業インフラの維持管理について、地域の共同管理では行えず、担い手農業者が単独で行わざるを得なくなっているところも出ているため、こうした場合の対応策を早急に確立すること。
- ② 多面的機能支払交付金については、地域に人がいなくなる中で、従来の仕組みでは対応できなくなっていることから、集落営農や農業法人が一括して作業を行い、交付金を受けられるようにすること。
- ③ デジタル田園都市国家構想に基づき、若い世代を含めて農業者が農村に定住して農業経営ができるよう、IT 等も活用して快適に生活できる環境の整備を進めること。
- ④ 担い手の経営規模が拡大するなかにおいて、深刻化する野生鳥獣に歯止めをかけるための駆除に加え、中山間地域への防護柵設置等の対策を推進すること。また、駆除を担うハンターの高齢化が進む中、新たな駆除の担い手への PR 活動や研修、被害防止のための新技術の開発及びその活用を推進すること。

以上



公益社団法人 日本農業法人協会
<https://hojin.or.jp/>



〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1 F
seisaku@hojin.or.jp